

資料編

- 1 建設基本構想の策定に係る基本方針
- 2 建設基本構想策定の主な経過
- 3 (仮称)くろべ市民交流センター建設基本構想策定委員会
 - (1) 策定委員会への諮問、市長への答申
 - (2) 策定委員会設置要綱
 - (3) 策定委員会委員名簿

1 基本構想策定の目的

(仮称)くろべ市民交流センターの建設に関しては、「黒部市役所庁舎跡地活用検討委員会」からの提言書を受けて、庁内組織、「黒部市庁舎跡地活用検討会」を設置し、真摯に議論・検討を進め、平成27年市議会12月定例会市長提案理由説明において、旧黒部庁舎跡地に図書館をコアとした複合施設、「(仮称)くろべ市民交流センター」の建設を目指すこととし、複合させる施設の機能は、図書館に現在の「三日市公民館」、「働く婦人の家」、「市民会館」の旧黒部庁舎周辺の3施設の機能を加え、新たに幼児・子どもが楽しめる「キッズスペース」を複合させる施設内容を検討している。これにより、「人を育て、まちをつくり、知力を育てる」ことができる、これまでにない斬新な複合施設として、更なる生涯学習、文化力の向上と市民交流及び市民協働参画の推進並びに新庁舎と連携してのまちなかの賑わい創出が図れるものと考えていると市長が表明いたしました。

これらの経過を踏まえ、これから策定する基本構想においては、規模、機能、施設内容、財源をはじめ、あらゆる関連項目について様々な角度から分析を加え、それらの具体的方向性を示すことを目的とします。

なお、今回の基本構想の策定にあたっては、あくまで「図書館をコアとした複合施設」を建設することを前提に取りまとめるものとします。

【図書館をコアとした複合施設とした理由】

黒部市の図書館は、近年の情報化や国際化、少子高齢化の進展に伴い、その使命や役割も多様なものとなっています。また、生涯学習への関心が高まるなか、「地域の文化拠点」として新しい公共空間の形成が図書館に期待されています。

このような中、現在の黒部市の図書館は、「黒部市立図書館」と「宇奈月館」の2館体制となっています。

なかでも昭和48年に開館した「黒部市立図書館」は、老朽化が著しく、かつ、施設が狭隘で駐車場も少ないことから、利用者にとっては大変不便な施設であることから、新しい図書館の建設は多くの黒部市民の切実な願いとなっています。

言うまでもなく、図書館は幼児から高齢者までのあらゆる世代が利用できる施設として市民に大変有益な施設であります。

このため、旧黒部庁舎跡地に尋常高等小学校があった歴史的背景や中心市街地に位置すること。また、旧黒部庁舎跡地を中心にコラーレ・市民病院・市役所・民間ショッピングセンター等への移動が徒歩圏内であること。さらには、富山地方鉄道「東三日市駅」に近いことや、富山地方鉄道路線バス「新幹線市街地線」の路線経路に位置することから自家用車を持たない市民も利用しやすい環境にあり、人が循環（歩いて交流できる）することによる中心市街地の賑わい創出が期待できることを鑑み、市の拠点施設として、様々な交流や出会いが生まれ、「ひとつづくり・まちづくり」と「知の拠点」となり得る図書館をコアとした複合施設を整備することとしました。

【参考：(仮称)くろべ市民交流センターのこれまでの取り組み経過】

- H22. 5 「黒部市図書館協議会(黒部市図書館建設検討委員会)」(委員長：上田洋一氏)において、「黒部市立図書館建設基本構想」の策定を開始。(H23年3月まで7回開催)
- H23. 3 「黒部市図書館協議会(黒部市図書館建設検討委員会)」から教育委員会に対して「黒部市立図書館建設基本構想」が提出される。
- H26. 6 民間委員による「黒部市役所庁舎跡地活用検討委員会」(委員長：上田洋一氏)を設置し、旧黒部庁舎跡地の利活用について検討を開始。(H28.8まで8回開催)
- H27. 8 「黒部市役所庁舎跡地活用検討委員会」から市長に対して「黒部市役所庁舎跡地活用に関する提言書」が提出される。
- H27. 11 庁内組織の「黒部市庁舎跡地活用検討会」(委員長：副市長 中谷延之)を設置し、提言書の内容を基に、「(仮称)くろべ市民交流センター」の概要をシミュレーションし、庁内組織での方向性を決定。(H27.12まで3回開催)
- H27. 12 市議会12月定例会において市長が「(仮称)くろべ市民交流センターの建設を目指す」ことを表明。
- H27. 6 市議会において「(仮称)くろべ市民交流センター建設検討委員会」を設置。
- H28. 7 庁内組織の「(仮称)くろべ市民交流センター建設基本構想検討委員会」を設置。
- H28. 7 民間委員による「(仮称)くろべ市民交流センター建設基本構想策定委員会」を設置。

H27. 12月定例会市長表明要旨

この旧黒部庁舎の跡地及び建物の活用形態や活用手法につきましては、市民の目線から様々な可能性を検討していただくため、昨年6月に市内各種団体からご推薦いただきました10名の委員並びに1名の公募委員の計11名で構成する「黒部市役所庁舎跡地活用検討委員会」を立ち上げ、計8回にわたり、それぞれの立場から熱心にご議論をいただき、本年8月10日に提言書の提出をいただいたところであります。

上田洋一委員長ほか全委員の総意として提出された提言書の内容は、大変中身の濃い内容であり、黒部庁舎跡地は、「図書館を有する施設に多様性を加えた複合施設」という内容の提言でありました。

これを受け、市としましては、旧黒部庁舎の方向性を協議するための庁内組織、「黒部市庁舎跡地活用検討会」を設置し、提言書の内容を最大限に尊重しつつ、「大自然のシンフォニー 文化・交流のまち黒部」の実現に資することができる旧黒部庁舎跡地の方向性を真摯に検討してまいりました。

協議・検討にあたっては、1つ目に、「市の財政負担や既存施設を考慮し、実現可能な活用事例を検討すること。」2つ目に、「近隣公共施設の集約化と公共施設のあり方検討との整合性を図ること。」3つ目に「新庁舎と連携した中心市街地の賑わい創出が図られること。」の3点に留意しつつ、市民の皆様が求めている施設の機能や実現可能な面積、スケジュール、財源等を様々な観点からシミュレーションしてまいりました。

この結果、旧黒部庁舎跡地につきましては、図書館をコアとした複合施設、「(仮称)くろべ市民交流センター」の建設を目指すこととし、複合させる施設の機能は、図書館に現在の「三日市公民館」、「働く婦人の家」、「市民会館」の旧黒部庁舎周辺の3施設の機能を加え、新たに幼児・子どもが楽しめる「キッズスペース」を複合させる施設内容を検討しております。これにより、「人を育て、まちをつくり、知力を育てる」ことができる、これまでにない斬新な複合施設として、更なる生涯学習、文化力の向上と市民交流及び市民協働参画の推進並びに新庁舎と連携してのまちなかの賑わい創出が図られるものと考えております。なお、検討委員会からの提言書及び黒部商工会議所からご要望をいただきました黒部商工会議所の同施設への複合・入居につきましては、引き続き慎重に協議・検討してまいりたいと考えております。

2 基本構想の位置づけ

(仮称)くろべ市民交流センターの建設に係る基本設計・実施設計及び関連事業推進上の指針とします。

3 基本構想の策定目標(時期)

策定に向けての具体的な検討は、平成28年7月から開始することとし、平成29年3月までの策定を目指すものとします。

なお、最終の取りまとめにあたっては、市議会への説明と市民への公表(パブリックコメント)を経て、最終的な取りまとめを行うこととします。

4 基本構想の内容

(※策定委員会において別途協議)

5 基本構想策定の推進体制

学識経験者を含む「(仮称)くろべ市民交流センター建設基本構想策定委員会」を設置(委員会構成:資料1のとおり)し、基本構想の策定に関して市長が諮問することとします。

また、庁内における情報共有と共通認識を図るため、「(仮称)くろべ市民交流センター建設基本構想検討会」等を開催し協議を行います。

6 基本構想策定スケジュール

(※策定委員会において別途協議)

7 市民に対する情報提供

基本構想の策定に関しては、市民の関心が高い事業であることから、次の方法により情報提供等に努めるものとします。

- (1) 市ホームページを活用した審議状況の公開
- (2) パブリックコメントの実施

8 市議会の議決事件の拡大について

今回策定いただく「(仮称)くろべ市民交流センター建設基本構想」については、本年3月の「議会基本条例」の制定により、議決事件の拡大に伴う案件として、基本構想策定後の市議会(平成28年3月定例会において議決予定)において議決する運びとなりました。

これを受け、市議会においては、この基本構想についての集中審議を行うため、「(仮称)くろべ市民交流センター建設検討委員会」が本年6月に設置されました。

このため、この基本構想の策定にあたっては、市議会「(仮称)くろべ市民交流センター建設検討会」に対し策定委員会での審議状況及び審議予定内容を随時報告・協議していくとともに、必要に応じて、この策定委員会でも議会側意見の取扱いについてもご審議いただき、基本構想の内容について調整を図ることといたします。

資料編2 建設基本構想策定の主な経過

年	月 日	主 な 会 議 内 容
28	7.19	第1回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の選出 ・建設基本構想の諮問 ・基本構想の全体イメージ ・今後の協議方法及び策定スケジュール ・基本構想（第1章～第2章2-1）の素案
	8.17	先進地視察 <ul style="list-style-type: none"> ・福島県会津若松市：会津若松生涯学習総合センター ・新潟県新潟市：新潟市立中央図書館
	8.31	第2回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（第1章～第2章2-1）の修正案 ・基本構想（第2章2-2～第3章）の素案
	10.27	第3回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（第2章2-2～第3章）の修正案
	12.1	第4回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（第2章2-2～第3章）の最終案 ・基本構想（第4章）の素案
	12.27	第5回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（第4章）の修正案
29	1.16	第6回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（第4章）の最終案 ・基本構想（第5章～第6章）の素案
	2.9	第7回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想（第5章～第6章）の修正案 ・基本構想全体のとりまとめ ・パブリックコメントの実施方法
	2.11～ 3.12	パブリックコメントの実施
	3.14	第8回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの整理 ・基本構想への反映、協議
	3.27	第9回委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本構想の決定 ・市長への答申

(1) 策定委員会への諮問、市長への答申

① 諮問

黒 総 第 1 5 4 号
平成 28 年 7 月 19 日

(仮称)くろべ市民交流センター
建設基本構想策定委員会
委員長 中 村 和 之 様

黒部市長 堀 内 康 男

(仮称)くろべ市民交流センター建設基本構想の策定について(諮問)

(仮称)くろべ市民交流センター建設の実現に向け、その具体的な方向性を示す基本構想の策定を諮問します。

なお、諮問の趣旨等については、別添のとおりであります。

(別添)

- 1 基本構想策定の目的
- 2 基本構想の位置づけ
- 3 基本構想の策定目標(時期)
- 4 基本構想の内容
- 5 基本構想策定の推進体制
- 6 基本構想策定スケジュール
- 7 市民に対する情報提供
- 8 市議会の議決事件の拡大

(※資料編1と同様のため記載省略)

② 答申（※予定）

平成 29 年 3 月 27 日

黒部市長 堀 内 康 男 様

（仮称）くろべ市民交流センター
建設基本構想策定委員会
委員長 中 村 和 之

（仮称）くろべ市民交流センター建設基本構想の策定について（答申）

平成 28 年 7 月 19 日付け黒総第 154 号で貴職より諮問のありました（仮称）くろべ市民交流センター建設基本構想について、慎重審議の結果、別添報告書のとおり答申します。

なお、貴職におかれましては、本構想の推進にあたり、特に下記事項に留意されますよう申し添えます。

記

別添報告書をもとに、さらに精査すべき課題等にあっては検討を加えられ、建設にあたっての基本理念及び基本方針に合致するとともに、将来にわたる黒部市発展の礎にふさわしい（仮称）くろべ市民交流センター建設の実現を図られたい。

(2) (仮称) くらべ市民交流センター建設基本構想策定委員会設置要綱

(仮称) くらべ市民交流センター建設基本構想策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) くらべ市民交流センター建設基本構想 (以下「基本構想」という。) の策定にあたり、総合的な見地から審議するため、(仮称) くらべ市民交流センター建設基本構想策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本構想の策定に関し、必要な検討及び協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民団体等の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委員会に係る審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務企画部総務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年6月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 この告示による最初の委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(3) (仮称) くらべ市民交流センター建設基本構想策定委員会委員名簿

	分野	氏名	役職等
委員長	学識経験者	中村和之	富山大学経済学部長
副委員長	図書館	上田洋一	黒部市図書館を愛する会副会長
委員		堀内國春	黒部市図書館協議会長
		柳原祐美子	宇奈月読書会代表
	子育て支援	新開麻美	黒部市母親クラブ会長
		中谷久寛子	黒部市民間保育所園長会代表
	生涯学習支援	石川幹夫	東布施公民館長
		漆間明子	黒部市社会教育委員
	ビジネス支援	植木真人	黒部商工会議所副会頭
		島大樹	黒部青年会議所副理事長
	市民活動支援	三井適夫	黒部まちづくり協議会長
		岩井憲一	黒部市自治振興会連絡協議会長
		牧野和子	くらべ女性団体連絡協議会長
	公募委員	能沢一代	公募委員
		森丘晃之	公募委員
	市	能澤雄二	副市長
	教育委員会	国香正稔	教育長